

令和5年6月 農業委員会総会

令和5年6月26日（月） 9時00分
川棚町農業委員会 川棚町役場 2階 大会議室

事務局長

「ただいまから、令和5年6月の農業委員会を開催します。」

「本日は 委員11名全員出席ですので、総会は成立している事をご報告します。」

「また本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも参加していただいています。」

「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、6月の行事及び7月の予定についてご報告いたします。(各報告)」「次回現地調査日を7月21日、総会開催日を7月25日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を7月21日、総会開催日を7月25日といたします。」

「次回の調査委員は ○○委員、○○委員、○○委員としますのでよろしくをお願いします。」

会長	「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。」
会長	「それでは、報告事項に入ります。事務局よりお願いします。」
事務局	報告事項 2 番 農用地利用集積計画・配分計画の解約について (詳細説明) 報告事項 3 番 農地転用許可不要案件届出書について (詳細説明)
会長	「それでは、引き続き議案第 5 号、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」
事務局	「議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について説明します。」 「総会資料 4 6 ページをご覧ください。」 (議案朗読及び説明) 「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の第 3 項の各要件を満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について、質疑等ございませんか。」 「質疑なし」
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。」 「議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について、許可することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第 5 号 農用地利用集積計画について許可することに決定します。」

<p>会長</p>	<p>「それでは、引き続き議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「議案第6号 農地法第3条の審議に入る前に、今年度より下限面積要件の廃止がっておりますので、説明させていただきます。本日配布しております資料をご覧ください。」</p> <p>(説明)</p> <p>「総会資料66ページをご覧ください。」</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>「次のページ67ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第6号 農地法第3条の許可申請については、所有権移転を伴いますので、調査委員、地元推進委員からの説明を受け、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」</p> <p>「それでは、調査委員(〇〇委員)から説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「5番 〇〇です。6月20日〇〇委員、〇〇委員、推進委員の〇〇委員、事務局2名及と行政書士 〇〇さん立ち合いの下現地調査を行いました。場所は、〇〇バス停から〇〇方面にS字カーブを進み、信号手前国道下から約200m進んだ〇〇地区の高台になります。申請地の状況は、30㎡の農業用倉庫・349㎡の畑があり、奥に住居がありました。現在は、近所の方が畑を管理されているようです。〇〇在住で譲渡人の〇〇さんは、兄が平成26年に死亡、先月相続により妹の〇〇さんの所有となりました。譲受人の〇〇さんは、〇〇在住で個人事業主で建築業をされており</p>

	<p>ます。今まで家庭菜園をされたことがあり、現在、住居と畑の間に木が生い茂っておりますが、ご自身で剪定をされるようで畑も管理されていくと思われまます。意見としては、譲受人の〇〇さんが、建設業をされながら今後畑の管理をされていくと思ひますが、地元委員・事務局が見守っていく必要がある。と考へました。あと説明不足がありましたら、地元推進委員さんよろしくお願ひします。」</p>
会長	<p>「続いて、地元推進委員（〇〇委員）からの意見をお願いします。」</p>
〇〇委員	<p>「18番 推進委員の〇〇です。先ほど報告がありましたか6月20日〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、事務局2名及と行政書士 〇〇さんと私で現地調査を行いました。先ほど話がありましたか、譲渡人の〇〇さんは、近所の方に畑の管理を頼まれていたか、今年の1月頃から売りたい。と近所の方に話があったか、今までの耕作については問題ない。と近所の方から聞いております。譲渡人の方は、〇〇在住で管理も難しく譲受人の〇〇さんと売買の話で協議が整い譲渡されるようになっていたか。譲受人の〇〇さんは、農業をされたことはありませんが、頑張つて耕作をしたい。と近所の方にお話とあいさつにお見えになったか。近所の方の話によれば、やさしくいい人で、頑張つてされるか。という話を聞いております。以上のことか、問題ない。と思ひますので、ご審議をお願いします。」</p>
会長	<p>「これより質疑を行います。質疑等ございませるか。」</p>
〇〇委員	<p>「先ほどの追加ですが、今まで近所の方が管理されていたか、今後何かありましたら近所の方に時々見ていただいたり、私も見に行きますが、何かあったら連絡下さい。とお願いしております。」</p>
会長	<p>「まじめに耕作してもらえればいいですが。」</p>
〇〇委員	<p>「譲受人は建設業をされているため、造成後、宅地にして転売される予定があるのか。と行政書士に確認しましたが、そういう考へはありませるか。と話がありました。」</p>

会長	「購入されて、しばらくして転用されるのでは。と思っていましたが」
〇〇委員	「その件については、先に確認しております。」
会長	「それはないですね」
〇〇委員	「建設業となっておりますが、庭作りや外壁の工事の建設業のようです。」
会長	「許可してよろしいですか。」
〇〇委員	「本件は許可していい。と思いますが、今年度下限面積撤廃となったことにより、農家ではない方も取得することが可能となったため、事前に面談をしたり、審査を厳しくした方がいいのでは。」
事務局	「今年度4月1日から下限面積撤廃されたことにより、要件を満たせば誰でも取得できるようになったため、今後は事務局側も含めて農業委員さんと譲受人と面談の必要性を感じており、今後検討していきたい。と思っています。」
〇〇委員	「チェックリストを作成して、どのような状況かを調査して、審議をしたほうがいいのでは。」
事務局	「今後の課題にします。」
会長	「それでは、ただいまから審議を行います。」
	「議案第6号 農地法第3条の許可申請について質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第6号 農地法第3条の許可申請については許可することに決定します。」

<p>会長</p>	<p>「以上で議案の審議は終了しました。」</p> <p>協議終了</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年度の業務報告書について・農業委員・農地利用最適化推進委員改選について 等
<p>会長</p>	<p>「以上をもちまして令和5年6月の農業委員会総会を終了いたします。」</p> <p>議事録署名人</p> <p>会長</p> <p>議事録署名人</p> <p>議事録署名人</p>